

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	設置年	昭和 51 年
所在地	秋田市新屋下川原町2番4号		
指定管理者	一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会		
県所管課	秋田県雇用労働政策 課	就業支援	チーム

1 施設の概要

設置目的	勤労身体障害者等のスポーツの普及振興を図り、勤労意欲と福祉の向上に資する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	なし					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	なし					
施設の面積	敷地面積9,858.60㎡ 延床面積1,277.37㎡					
主な設置施設	体育館、会議室、屋外運動場など					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別添資料による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日				
	営業期間・時間	通年午前9時～午後5時まで(祝・休日を除く木曜日は午後8時まで利用可)				
	・使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関すること。 ・健常者の利用に係る利用料金の徴収に関すること。 ・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・センターの利用を通じた勤労身体障害者のスポーツの普及に関すること。 ・センターの管理に関し知事が必要と認める業務。					
自主事業の内容	主に勤労身体障害者のスポーツの普及振興と利用の促進等を目的に「ボッチャ交流大会」、「グラウンド・ゴルフ交流会」、「3B体操教室」など計8回を実施し、延べ121人が参加した。					
直近3年の年間利用者数	R4	14,366 人	R5	11,479 人	R6	12,634 人
直近3年の年間利用収入	R4	千円	R5	151 千円	R6	188 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		11,716	11,707	11,753	11,418	11,477
利用料金収入					151	188
指定管理料		11,705	11,705	11,705	11,235	11,235
その他収入		11	2	48	32	54
支出 計		11,300	11,623	11,436	12,119	12,418
人件費		6,911	7,139	7,082	7,606	7,917
光熱水費		1,027	1,352	1,389	1,318	1,396
修繕費		510	389	473	412	645
外部委託費		896	956	975	801	811
その他経費		1,956	1,787	1,517	1,982	1,649
差 引		416	84	317	▲ 701	▲ 941

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和6年度 の目標	11,750人
--------------	---------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	12,634人	達成率	108.0%	
	具体的な 取組と その効果	リピーターには、当センターから予約応当日に積極的に申し込みを呼びかけ、利用促進を図った。障がい者団体等との情報共有をし、自主事業への参加協力を依頼した。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	15,300	15,500	15,000	
	実績	14,268	14,366	11,479	
	達成率	93.3%	92.7%	76.5%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 12,650人			
	設定根拠	健常者の利用が少しずつ増えてはいるが、有料化前までには、回復していないため、障がい者と健常者の交流や障がい者の利用を妨げない範囲で健常者の利用を促進し、前年度実績利用者数の維持を目指す。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ> の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	前年比では特に健常者の利用が伸びたことにより、10%増の利用者数となっており、今後も近隣住民への周知を図ったり、ホームページを活用した宣伝活動、自主事業を通じて利用促進を図る。
	県 (所管課)	A	リーフレットの作成や自主事業のPRなどの工夫により利用者を増やす取り組みを行っており、利用者数が前年度比10%(1,155人)増加したことは評価できるためA評価とした。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	91.8%		
	具体的な 取組と その効果	職員による館内外の清掃と衛生・室温管理を徹底し、荷物の搬入やセッティングを手伝うなど、気配りと親しみやすい接客を心がけた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	81.0%	78.0%	79.0%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	館内外の衛生管理と職員の接客対応に満足している結果となったが、グラウンドの整備にあたり凹凸の解消を求める声があったものの、土を盛ったり、こまめに草刈りをするなど、費用を要することから課題が残った。
	県 (所管課)	A	利用者とのコミュニケーションを図り、要望を迅速に施設運営に反映させることで、利用者から高い満足度を得ている点が評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	消耗什器備品と賃借料で、157千円の削減となった。
	具体的な 取組と その効果	賃借料についてはウォーターサーバーのレンタルを廃止し、冷却した水を入れた給水ジャグに変更した。 消耗什器備品については、車いす対応の長机に絞って購入したため。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	利用料金収入と自主事業収入等で、242千円、前年比32%増加した。
	具体的な 取組と その効果	有料化に伴う、利用者からの反応には丁寧に説明を続けた。自主事業開催時は勧誘に努め、障がい者団体等と連携し、低廉な金額を設定して参加者を募った。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	経費面については、老朽化に伴う修繕費のかかり増しが多くなっている。
	県 (所管課)	B	利用料金収入については想定を下回ったものの前年比25%の増と努力している。また、ウォーターサーバーのレンタルを廃止し給水ジャグに変更するなど、賃借料を含むその他経費の削減に努めたことは評価できる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	＜利用者サービス向上の取り組みについて＞ ・職員による館内外の清掃や污水管清掃等衛生管理を徹底した。 ・利用者目線に立った丁寧な対応と介助、親しみやすいコミュニケーション力で接客を行うことに心がけた。 ＜利用促進の取り組みについて＞ ・HPで施設利用の状況を見れるようにしているだけでなく、定期的な利用者には、積極的に予約情報をお知らせして利用促進を図った。 ・秋田テルサのチラシに、四半期ごとにセンターの広報記事を掲載してPRを実施した。 ・職員が指導する体験講座を開催して、障がい者スポーツの普及と振興を図った。 ・スポーツ講座のみならず、文化的な自主事業を開催し、センターのPRにつなげた。 ＜安全管理について＞ ・日常点検と始業前点検を実施し、対応策を講じて利用者の安心と安全に努めた。 ・体温調節が困難な障がい者に対応した室温設定や照度を適切に保ち、利用者の安全に努めた。 ・松枯れ等による倒木の懸念があり、注意喚起を徹底した。 ・熊出没対策として、グラウンド利用前にサイレンを鳴らすなど、利用者の安全対策を行った。 ・救急救命講習会と消防総合訓練を実施し、事故対応および安心利用に備えた。 ＜危機管理について＞ ・地震時の災害対応マニュアルおよび緊急時連絡体制を整備している。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	各項目の実績に記載のとおり、施設の管理運営等の指定管理業務は適正に行っているものの、建物の老朽化に伴い経費はかかり増しをしている。自主事業のグラウンドゴルフ大会等の各種大会には、利用促進の他、障がい者と健常者の理解を深めるふれあいなどソフト面の効果はあるが、人件費等の運営経費までを含めると赤字であり、大会運営の難しさを感じている。
	県 (所管課)	B	利用者目線に立った丁寧な対応と介助、親しみやすいコミュニケーションは、高い満足度につながっているほか、利用者の安心・安全な利用を第一に考えた施設運営が行われている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況（施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等）

設置時から障がい者は無料で優先利用できる施設であり、障がい者の利用は増加傾向にあるなど、スポーツを通じて、障がい者の勤労意欲の向上や、障がい者の自立及び社会参加を促進するなど、障がい者福祉の向上に寄与している。

○施設運営の課題

築49年が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、修繕費にかかる費用が嵩んでいる。
また、令和5年度に健常者への利用料金制度を導入したため、徴収前の健常者の利用者数までには戻っていないことから引き続き周知を強化する必要がある。

○今後の方向性（県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等）

耐用年数が残り11年となっているため、今後の施設のあり方については、利用者団体の意見を取り入れながら検討する。

【外部有識者委員会による評価（提言）：令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価（提言）

○施設の管理運営状況について（＜観点Ⅰ＞～＜観点Ⅳ＞に対するコメントを記載）

○県の施策達成に向けた施設運営について

（県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載）

【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針：令和 年度策定】

今後の対応方針

指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針を記載）

県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載）

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

(別表)

1 体育館等の利用料金

区 分				使用の単位	利用料金の額
体育館	貸切使用	一般	全面	1 時間につき	800円
			片面	1 時間につき	400円
		児童生徒	全面	1 時間につき	400円
			片面	1 時間につき	200円
	貸切使用以外の使用	一般		1 人 1 時間につき	60円
		児童生徒		1 人 1 時間につき	30円
多目的グラウンド	貸切使用	一般		1 時間につき	410円
		児童生徒		1 時間につき	210円

備考

- (1) この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- (2) 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

2 体育館の照明設備及び暖房設備の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
照明設備	1 時間につき	300円
暖房設備	1 時間につき	400円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。